

## 廃棄物再生事業者登録申請の手引き

### 1 概要

廃棄物再生事業者の登録制度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）で定める登録基準に該当する事業者について、山形県知事が登録することにより、優良な廃棄物再生事業者の育成を図るとともに、市町村による分別収集や住民団体による集団回収体制を整備し、廃棄物の再生利用を推進する制度です。

### 2 登録の対象

登録の対象となる者は、廃棄物の再生を業として営んでおり、古紙、金属くず、古繊維、空き瓶等の再生を行っている者です。

なお、廃棄物の収集又は運搬のみを業として営んでいる者、廃棄物でないもののみの再生を業として営んでいる者及び新たに廃棄物の再生の事業を行おうとする者は登録の対象にはなりません。

### 3 一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業等との関係

この登録を受けることにより、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可取得が不要となるものではないので注意してください。

同様に、事業に要する施設についても、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可が不要となるものではありません。

### 4 廃棄物再生事業者の優遇措置

登録を受けた者でなければ、「登録廃棄物再生事業者」という名称を用いることはできないという名称独占の規定を設けることにより、その優良性を明らかにしています。

### 5 登録基準

事業の用に供する施設及び能力が、事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものでなければなりません。（環境省令で定める登録基準）

具体的には、再生の対象となる廃棄物の種類に応じて生活環境保全上の措置が講じられた施設、保管施設、運搬施設を有するとともに、十分な経理的な基礎があり、事業を適正に行うことができる者であることが必要です。

なお、当該施設は、申請者が自ら使用するか、賃貸借契約やリース契約等により長期にわたり継続的に使用することができるものでなければなりません。

#### (1) 保管施設

廃棄物の種類に応じ、屋根・壁・コンクリート床など、廃棄物の飛散・流出・地下浸透・悪臭の発散などのおそれのない措置が講じられていること。

また、事業を適正に実施するうえで、支障のない程度の面積及び容積を有するものであること。

## (2) 再生のための施設

生活環境の保全上支障が生じることのないように必要な措置が講じられた施設であること。

### ① 古紙の再生施設

選別した古紙を輸送に適するように圧縮し、梱包する施設を有すること。

### ② 金属くずの再生施設

次に掲げる施設を有すること。

#### ア 選別施設

磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等の金属選別施設

#### イ 加工施設

金属を含む廃棄物を切断、破碎等の加工をする施設、選別した金属を圧縮する施設

### ③ 空き瓶の再生施設

カレットを色別に選別する施設、又は、カレットから不純物を選別、除去する施設、もしくは、リターナル瓶を選別する施設を有すること。

### ④ 古繊維の再生施設

選別した古繊維を裁断する施設を有すること。

### ⑤ その他の廃棄物の再生施設

当該廃棄物の性質等に応じ、その再生に適する施設を有すること。

## (3) 運搬施設

廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフト等の運搬施設を有すること。

## (4) 経理的基礎

事業を的確に、かつ継続して足りる経理的基礎を有すること。

## (5) 申請者等の適格性

申請者等（申請者、法定代理人、使用人、法人の役員、法人の株主等）が第14条第5項第2号に該当せず、事業を適正に行うことができる者であること。

法第14条第5項第2号

イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者

法第7条第5項第4号

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する

場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から5年経過しないものを含む。)

ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ヘ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※ ニ及びホの政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者をいう。

① 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

② ①のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

## 6 登録申請の方法

### (1) 登録申請書

規定の登録申請書に必要な添付書類を添えて、事業場の所在地を所管する総合支庁（窓口は保健福祉環境部環境課）に1部提出してください。

### (2) 登録申請手数料

登録申請手数料として、40,000円（山形県収入証紙）

### (3) 添付書類

申請に必要となる添付書類は次のとおりです。

① 事業計画の概要を記載した書類（別紙様式第1号）

② 事業の用に供する施設に関する書類

ア 事業場全体の施設等の配置図

イ 施設全体の平面図及び立面図

ウ 主要設備の平面図、立面図、断面図、構造図（詳細なカタログ等をもって代えることも可とする。）及び設計計算書（仕様書、処理能力計算書、保管容量計算書）

エ 事業場及び施設等の所有権又は使用権限を証する書類（土地・建物の登記事項証明書、公図、処理施設の所有権を有することを証する書類及び借用している場合は賃貸契約書等の写し）

オ 事務所及び事業場の付近見取図

③ 業務経歴を記載した書類（別紙様式2）

④ 経理的基礎に関する書類

ア 法人の場合

(ア) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表

(イ) 直前3年の各事業年度における法人税の納付済額を証する書類（納税証明書（その1）（交付日から3か月以内のものに限る））及び法人税の納付すべき額を証する書類（確定申告書の写し）

イ 個人の場合

(ア) 資産証明書及び預貯金等の残高証明書

(イ) 直前3年の所得税の納付すべき額（納税証明書（交付日から3か月以内のものに限る））及び所得税の納付すべき額を証する書類（確定申告書の写し）

⑤ 申請者に係る書類

ア 法人の場合

(ア) 申請者及び役員等が、法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない旨を誓約する書類（別紙様式3）

#### 【役員等】

・法第14条第5項第2号ニに規定する役員

・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

・政令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(イ) 役員等の氏名、生年月日、本籍及び住所を記載した書類（別紙様式4）

(ウ) 役員等の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（いずれも交付日から3か月以内のもの）

(エ) 定款又は寄付行為（原本証明したもの）

- (オ) 履歴事項全部証明書（交付日から3か月以内のもの）
- (カ) 政令6の10に規定する使用人がある場合は、社内管理組織図

イ 個人の場合

- (ア) 申請者、法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）及び政令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）の氏名、生年月日、本籍及び住所を記載した書類（別紙様式4）
- (イ) 申請者の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（いずれも交付日から3か月以内のもの）
- (ウ) 法定代理人及び使用人の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（いずれも交付日から3か月以内のもの）
- (エ) 申請者等が、法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない旨を誓約する書類（別紙様式3）
- (オ) 使用人がある場合は、社内管理組織図

⑥ 法に基づく許可を有している場合は許可証の写し

**7 登録内容変更届出**

登録後に登録した内容に変更があった場合には、事由が生じた日から30日以内に、所定の様式により届出を行ってください。

届出は、変更内容を証明する書類を添付して、事業場所在地を所管する総合支庁長あて1部提出してください。

**8 事業場の廃止・休止及び再開届出**

事業場を廃止・休止及び再開した場合は、事由が生じた日から30日以内に、所定の様式により届出を行ってください。

届出は、事業場所在地を所管する総合支庁長あて1部提出してください。

- ① 事業場を廃止した場合は、登録証明書を添付し、廃止届出を提出すること。
- ② 事業所を概ね3か月以上連続して休止する場合は、休止届出を提出すること。
- ③ 休止した事業を再開した場合は、再開届出を提出すること。

**9 問い合わせ先**

廃棄物再生事業者登録に関する詳しい内容については、下記の総合支庁環境課にお問い合わせください。

名称及び所在地	電話番号
村山総合支庁保健福祉環境部環境課 〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68	023(621)8422
最上総合支庁保健福祉環境部環境課 〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	0233(29)1286
置賜総合支庁保健福祉環境部環境課 〒992-0012 米沢市金池7-1-50	0238(26)6034
庄内総合支庁保健福祉環境部環境課 〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1	0235(66)4914

年 月 日

山形県知事

殿

住 所  
氏 名

(法人にあつては名称及び代表者氏名)

電話番号

### 廃棄物再生事業者登録申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項に規定する登録を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 事務所及び事業場の名称
- 2 事務所及び事業場の所在地及び電話番号
- 3 廃棄物の再生に係る事業の内容
  - (1) 取り扱う廃棄物の種類
  - (2) 再生利用の方法
  - (3) 再生利用により得られる有用物
- 4 事業の用に供する施設
  - (1) 種 類
  - (2) 数 量
  - (3) 構造及び設備の概要
- 5 廃棄物再生事業者の経理的基礎に関する資料

年 月 日

山形県知事

殿

住 所  
氏 名

(法人にあつては名称及び代表者氏名)

電話番号

登録廃棄物再生事業者変更届出書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、次のとおり届け  
出ます。

- 1 登録年月日
- 2 登録番号
- 3 変更の内容
  - (1) 変更前
  - (2) 変更後
- 4 変更年月日
- 5 変更の理由

年 月 日

山形県知事

殿

住 所  
氏 名

(法人にあつては名称及び代表者氏名)

電話番号

登録廃棄物再生事業者事業場廃止（休止、再開）届出書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、次のとおり届け  
出ます。

- 1 登録年月日
- 2 登録番号
- 3 廃止（再開）の年月日又は休止の期間
- 4 廃止（休止）の理由

## 事業計画概要書

再生に係る廃棄物	品目		
	収集地域		
	収集方法		
	予定量		
再生の方法・概要			
有用物の用途等	用途		
	引渡納入先等		
処理施設	設置場所		
	処理能力		
	処理方式		
保管施設	設置場所		
	施設構造		
	保管容量		



# 誓 約 書

申請者（届出者）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

山形県知事 殿

申請者又は届出者  
住 所  
名 称  
代表者

印



